

2022年合格目標 司法書士講座

総合力底上げ答練

第1回

問題

注 意

- (1) 問題冊子に挟み込まれている答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、「答練番号」、「誕生月日」、「実施試験」、「回数」、「会員番号」、「受験日」、「受験地（校舎名、又は通信）」及び「氏名」を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に答練番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題（第1問から第35問まで）と記述式問題（第36問及び第37問）から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、マーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。
- (5) 解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆（B又はHB）**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (6) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入に当たっては、黒インクの**万年筆**又は**ボールペン**（ただし、インクが消せるものを除きます。）を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具（鉛筆等）によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の氏名、受験地、答練番号、会員番号欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
また、答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (7) 答案用紙に氏名、受験地及び答練番号を記入しなかった場合は、採点されません（試験時間終了後、これらを記入することは、認められません）。
- (8) 答案用紙は、汚さないでください。また、書損じをしても、補充しません。
- (9) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (10) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (11) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (12) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

TAC

第1問 法の下での平等に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、どれか。

- 1 法律で女性のみ100日を超えない再婚禁止期間を設けることは、性別を理由とする不合理な差別にあたらず、憲法第14条第1項に違反しない。
- 2 市営住宅条例で、入居者が暴力団員であることが判明した場合に市営住宅の明渡しを請求することができる旨を定めたとしても、暴力団員について合理的な理由のない差別をするものではなく、憲法第14条第1項に違反しない。
- 3 法律により、日本人である父と、外国人である母との間に生まれた者が、父母の婚姻及びその認知により嫡出子としての身分を取得して準正子となれば、国籍を取得する一方で、父から生後認知を受けても、母と婚姻しないために準正子となれずに国籍を取得できないとすることは、当該非嫡出子に対する不合理な差別にあたり、憲法第14条第1項に違反する。
- 4 法律により、出生の届書に係る記載事項に「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載すべきものと定めることは、必ずしも嫡出でない子に対する不合理な差別にあたるとはいえないから、憲法第14条第1項に違反しない。
- 5 夫婦となろうとする者が夫婦別氏による婚姻届出を役所に提出したところ、夫婦同氏制を定める民法第750条を理由に不受理とすることは、実質的に女性が男性の氏を称することを強いられることから、性別による不合理な差別にあたり、憲法第14条第1項に違反する。

(参照)

憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3 (略)

第2問 憲法第13条に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 指紋は、その利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があるものの、指紋はそれ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないため、国家機関が正当な理由なく指紋の押捺を強制しても、当然に憲法第13条に違反するわけではない。

イ 刑事事件において、被疑者の法廷での手錠、腰縄により身体の拘束を受けている姿を描写したイラスト画を新聞・雑誌等に掲載することは、写真を掲載する場合とは異なり、必ずしも社会的に是認された限度を超えているとはいえず、当該イラスト画を掲載する行為は、憲法第13条の趣旨に違反しない。

ウ 何人も、自己消費の目的のために酒類を製造する自由を有しているから、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上で、免許を受けないで酒類を製造した者を処罰することは、憲法第13条の趣旨に違反する。

エ 私立大学において外国の政治家による講演会が行われた際、警備上の理由から、大学が、学籍番号、氏名、住所、電話番号が記載された参加者名簿の写しを、参加した学生の承諾を得ないで警視庁に提出した場合、当該大学の行為は、参加した学生のプライバシーを侵害するため、憲法第13条の趣旨に違反する。

オ 宗教上の信念から、輸血を伴う医療行為を拒否するという固い意思を有していた患者に対し、国立病院の医師が当該患者の意思を知りつつ、輸血以外に救命手段がないときには輸血するという方針を説明せずに手術を行い、生命の危険が生じたために結果として輸血した場合、輸血以外に救命手段がなかったとしても、当該医師の行為は、患者の人格権を侵害するものであり、憲法第13条の趣旨に違反する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

(参照)

憲法

第13条 (略) 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第3問 国会及び議院に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国会の両議院は、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができるが、秘密会の記録はすべて公表し、かつ一般に頒布しなければならない。
- 2 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。
- 3 内閣は、必要と認めるときは臨時会の召集を決定することができるが、いずれかの議院の総議員の5分の1以上の要求があれば、臨時会の召集をしなければならない。
- 4 国会議員が院内で行った演説中の発言には免責特権の保障が及ぶから、その議員が所属する議院は、その発言を理由に懲罰として当該議員を除名することはできない。
- 5 国会議員が議員の職務としての活動に際して犯罪行為を行った場合、それが国会の会期外であるときは、当該議員に不逮捕特権の保障は及ばない。

第4問 制限行為能力者に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 検察官は、後見開始又は保佐開始の審判を請求することができるが、補助開始の審判の請求はすることができない。

イ 成年後見人が、成年後見監督人の同意を得ずに成年被後見人に代わって居住用の建物の改築工事に関する請負契約を締結した場合、成年後見監督人は、当該契約を取り消すことができる。

ウ 制限行為能力者が行為能力の制限によって取り消すことができる行為について、行為能力者となった後に追認した場合であっても、当該行為を取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該追認はその効力を生じない。

エ 成年被後見人、被保佐人又は被補助人が他人の任意代理人としてした行為は、行為能力の制限を理由に取り消すことができる。

オ 成年被後見人が婚姻をする場合、その成年後見人の同意を要しない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第5問 Aは、Bから何らの代理権を与えられていないにもかかわらず、Bの代理人であると称して、Cとの間でB所有の甲土地を売り渡す旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。この場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア BがCに対して本件売買契約を追認する旨の意思表示をした場合において、本件売買契約の効力発生時期について別段の意思表示がなかったときは、本件売買契約の効力は、追認をした時から生ずる。

イ CがBに対して相当の期間を定めて本件売買契約を追認するか否かを催告したが、Bの確答を得ないままその期間が経過した場合、Bは、追認を拒絶したものとみなされる。

ウ 本件売買契約の締結後、AがBから甲土地の譲渡を受けた場合、本件売買契約は当然に有効となり、Cは、Aに対して民法第117条第1項の無権代理人の責任を追及することはできない。

エ CがAに対して民法第117条第1項の無権代理人の責任を追及する場合、Cは、甲土地を転売することによって得られるはずであった利益を含めて損害賠償を請求することができる。

オ BがAの父親であった場合において、本件売買契約の締結後にAが死亡し、BがA

を単独で相続したときであっても、Bは、民法第117条第1項による無権代理人の責任を負わない。

(参考)

民法

第117条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 (略)

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第6問 条件に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不法な行為をしないことを停止条件とする法律行為は、無効である。

イ 売買契約に停止条件が付された場合において、その条件が成就したときは、契約の時にさかのぼって目的物の所有権移転の効力を生ずる。

ウ 債務者の意思のみにより停止条件が成就するような法律行為は、無効である。

エ 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就していないものとみなすことができる。

オ 訴訟外で相殺の意思表示をする場合、その意思表示に条件を付することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第7問 一物一権主義には、一つの物権の客体には一つの物しかなることはできないという意味〔A；物の独立性〕と、一つの物の上には複数の物権は成立することができないという意味〔B；物権の排他性〕があり、〔A〕については、物の一部又は構成部分の上に一つの物権は成立することができないという内容〔A－Ⅰ〕と、物の集団又は数個の物の上に一つの物権は成立することができないという内容〔A－Ⅱ〕を含んでいる。次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 建物区分所有法による区分所有建物を、所有権の目的とすることは、〔A－Ⅰ〕の例外に当たり、一物一権主義に反せず認められる。

イ 土地に設定された抵当権の効力は、設定当時に土地の従物であった動産に及ぶとすることは、〔A－Ⅰ〕の例外に当たり、一物一権主義に反せず認められる。

ウ 特定の倉庫に搬入されるすべてのビールを対象とする譲渡担保を設定することは、〔A－Ⅱ〕の例外にあたり、一物一権主義に反せず認められる。

エ 明認方法が施された立木を譲渡することは、〔A－Ⅱ〕の例外にあたり、一物一権主義に反せず認められる。

オ 一筆の土地に地上権を設定しその旨の登記がされた後に、さらに抵当権を設定することは、〔B〕の例外に当たり、一物一権主義に反せず認められる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第8問 甲土地を所有するAが死亡し、その子B及びCがAの相続人である場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bは、甲土地につき単独相続の登記をした上で、これをDに売り渡して所有権の移転の登記をした。この場合、CはDに対して、自己の持分を主張することができない。

イ 甲土地につきBC共有名義とする相続の登記がされたところ、Bが甲土地を単独所有とする遺産分割協議がされたが、その後、CがDに当該持分を売り渡し、その旨の登記がされた。この場合、BはDに対して、遺産分割による権利を取得した持分を主張することができない。

ウ Cの債権者Dは、Cに代位して甲土地につきBC名義とする相続の登記及びCの持分の差押えの登記をしたが、Cは、すでに相続の放棄をしていた。この場合、BはDに対して、Cの相続放棄による甲土地の持分の取得を主張することができない。

エ 甲土地につきBCの共有名義とする相続の登記をしたところ、Cは、自己の持分を

Dに売り渡しその旨の登記がされたが、その後、BとCが甲土地をBの単独所有とする遺産分割協議がされた。この場合、BはDに対して、遺産分割により権利を取得した持分を主張することができない。

オ Aは、自己所有の甲土地をBに贈与したが、その旨の所有権の移転の登記がされないまま、甲土地をCに遺贈する旨の遺言をし、その後、Aは死亡した。この場合、CはBに対して、遺贈による所有権の移転の登記なくして、甲土地全部の所有権の取得を主張することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第9問 即時取得に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、幾つあるか。

ア Aは強制競売によって絵画を買い受け、現実の引渡しを受けたが、当該絵画は債務者Bの所有に属さないCのものであった場合、Aが善意無過失であったとき、Aは当該絵画を即時取得することができる。

イ Aは、同居するB宛てに配達されたお歳暮の酒を、受け取り保管していたが、当該酒を自分の物と偽って、善意無過失のCに後で同じ種類の酒を返すことを条件に当該酒を現実に取り渡した。この場合、Cは当該酒を即時取得することができる。

ウ Aは、BからB所有のテレビを借りて、Cに保管させていたが、当該テレビを自己所有のテレビと偽って、善意無過失のDに売却し、AはCに対して、以後Dのために当該テレビを占有することを命じ、Dがそれを承諾した場合、Dは、当該テレビを即時取得することができる。

エ Aは、Bから預かった金銭を保管していたが、善意無過失のCに対して消費貸借の目的物として当該金銭を給付した場合、Cは、即時取得により当該金銭の所有権を取得することができる。

オ Aは、自己が占有するB所有の宝石を、自己のものとしてCに売却した。Cは、B所有のものであることについて、代金支払時には善意無過失だったが、現実の引渡しを受けるときには悪意となっていた場合、Cは、即時取得により当該宝石の所有権を取得することはできない。

- 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第10問 Aは甲土地を所有し、Bは乙土地を所有しており、甲土地及び乙土地は互いに隣接している。この場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、別段の慣習はないものとする。

ア Aは、甲土地に建物を建築する場合、直接雨水を乙土地に注ぐ構造の屋根を設けてはならない。

イ 乙土地の竹木の根が、甲土地と乙土地の境界線を越えた場合、Aは、Bの承諾を得ることなくその根を切り取ることができるが、乙土地の竹木の枝が、甲土地と乙土地の境界線を越えた場合には、AはBに対して、その枝の切除を請求できるととどまる。

ウ AとBが合意により甲土地と乙土地の境界を定めた場合、その定めにより境界を確定させることができる。

エ AとBが甲土地と乙土地の境界に境界標を設置する場合、境界標の設置及び測量の費用はA及びBが甲土地と乙土地の広狭に応じて費用を分担することになる。

オ 甲土地が他の土地に囲まれて公道に通じてない袋地である場合に、Aが乙土地を通らなければ公道に出ることができないため、乙土地に通路開設したとき、通路開設のために生じた損害につき、AはBに対して、その償金を一括して支払うことを要する。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第11問 地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、当該地上権は、建物所有を目的とするものではなく、特別の慣習もないものとする。

ア 地上権者は、存続期間を50年とする定めがある場合でも、無償であるときは、地上権者はいつでも当該地上権を放棄することができる。

イ 一筆の土地の一部を客体として地上権を設定することができるが、第三者に対抗するためには、対抗要件を具備することを要する。

ウ 土地の利用が地上権の行使の意思に基づくものであることが客観的に表現されている場合には、土地の利用が断続的に利用されているにすぎないときでも、地上権を時効によって取得することができる。

エ 竹木の所有を目的とする地上権が消滅したため、所有者が時価相当額を支払って、竹木を買い取る旨を地上権者に通知したときは、正当な理由の有無にかかわらず、地上権者は竹木を伐採することができない。

オ 地上権者が土地を使用していない場合には、地上権に抵当権が設定されているとしても、地上権は時効によって消滅する。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第12問 民法上の留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AがBに対しパソコンの修理を依頼し、当該パソコンを引き渡した場合であっても、当該パソコンがCからAに賃貸されたものであるときは、Bは、その修理代金請求権に基づき、当該パソコンについて留置権を主張することはできない。

イ Aがその所有する不動産をB及びCに譲渡し、第一譲受人であるBが引渡しのみを受け、第二譲受人であるCが登記を備えた場合、Bは、Cからの当該不動産の明渡請求に対し、当該不動産の自己への所有権移転が履行不能となったことを理由として、Aに対して取得した損害賠償請求権に基づき、当該不動産について留置権を主張することはできない。

ウ 建物の賃貸人Aが賃借人Bの債務不履行を理由に賃貸借契約を解除したが、Bが、当該契約の解除前に当該建物について修繕費を支出しており、Aに対する当該費用の償還請求権を有している場合、Bは、Aからの建物明渡請求に対し、Aに対する修繕費の償還請求権に基づき、当該建物について留置権を主張することができる。

エ AがB所有の建物をBから買い受けたが、売買代金を支払わないまま当該建物をCに譲渡した場合、Bは、Cからの建物明渡請求に対し、Aに対する未払代金債権に基づき、当該建物について留置権を主張することはできない。

オ 建物の仮登記担保権者Aが仮登記担保権を実行したが、仮登記担保権の設定者である債務者Bに清算金を支払わないまま当該建物をCに譲渡した場合、Bは、Cからの建物明渡請求に対し、仮登記担保権者に対する清算金支払請求権に基づき、当該建物について留置権を主張することはできない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第13問 質権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 第三者に賃貸されている不動産を目的として質権を設定しその登記を備えた場合、不動産質権者は、特約のない限り、賃借人に対して、以後の賃料を請求することができる。

イ 債権を目的として質権を有する者が、その質権を実行する場合、民事執行法に定める手続に従って質権の目的である債権を換価しなければならない。

ウ 将来において発生する債権を担保するため、質権を設定することはできない。

エ 動産を目的として質権を設定する契約がされ、債権者に対して占有改定の方法により当該動産の引渡しが行われたときは、質権は、成立しない。

オ 質権者が、その権利の存続期間内において、設定者の承諾を得ることなく、質物について転質をした場合において、損失が生じたときは、質権者は、それが不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第14問 代価弁済及び抵当権消滅請求に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手続が終わるまで、売主に対し代金の支払を拒むことができる。

イ 抵当不動産を買い受けた抵当権の被担保債権の保証人は、代価弁済をすることができない。

ウ 抵当不動産について、永小作権を買い受けた第三者は、代価弁済をすることができる。

エ 抵当権消滅請求は、抵当不動産について所有権を取得した第三者のほか、地上権又は永小作権を取得した第三者もすることができる。

オ 抵当不動産を目的として賃借権の設定を受け、第三者への対抗要件を備えた者は、代価弁済をすることができない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第15問 譲渡担保に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 根抵当権者が、根抵当権の目的である不動産につき譲渡担保権を取得し、譲渡担保を原因とする所有権の移転の登記を経由したときは、根抵当権は混同により消滅する。

イ 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権設定契約において、通常の営業の範囲内でその構成部分である動産を売却する権限を付与されていた譲渡担保権設定者が、その範囲を超えた売却をした場合において、譲渡担保権者が対抗要件を具備していたときは、売却された動産が集合物から離脱したかどうかにかかわらず、その所有権は、譲渡担保権の負担付きで買主に移転する。

ウ 譲渡担保権者の債権者が被担保債権の弁済期後に目的不動産を差し押さえ、その旨の登記がされた場合には、譲渡担保権を設定した債務者は、当該登記後に自己の債務の全額を弁済しても、当該債権者に対し、目的不動産の所有権を主張することができない。

エ 譲渡担保権設定契約において、その目的物を「甲倉庫内に保管された商品乙50トン中20トン」と定めたのみでは、譲渡担保権の目的物が特定されているとはいえない。

オ 譲渡担保権の目的財産は動産及び不動産に限られず、債権を目的として譲渡担保権を設定することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第16問 AはBとの間で、A所有の甲自動車又は乙自動車のいずれかを売却する旨の契約を締結したという事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 選択権を有する第三者Cがいる場合において、Cが選択をする意思を有しないときは、選択権は、Aに移転する。

イ 選択権を有するAがBに対して乙自動車を選択する旨の意思表示をした場合、その意思表示がBに到達した時から、乙自動車の所有権はBに移転する。

ウ 当該契約を締結した後に、選択権を有するAの過失により甲自動車の給付が不能となったときは、目的物は乙自動車に特定する。

エ 選択権を有する第三者Cがいる場合において、Bの失火により甲自動車が滅失した場合、Cは甲自動車を選択することができない。

オ 選択権を有する第三者Cが甲自動車を選択した後、当該選択の意思表示がDの詐欺によりされたことを理由にCが当該選択の意思表示を取り消すことができるときは、A及びBの承諾を要しない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第17問 相殺に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 差押えを禁止された債権の債権者は、当該債権を自働債権とする相殺をもって当該債権の債務者に対抗することはできない。

イ 相対立する双方の債務の履行地が異なるときであっても、相殺をすることができ、この場合において、相殺をする当事者は、相手方に対し、これによって生じた損害を賠償することを要しない。

ウ AがBに対して有する相殺制限特約付きの甲債権をCに譲渡し、その旨の通知がAからBに対してされたところ、BがCに対して乙債権を有していた場合において、Cが当該特約の存在を軽過失により知らなかったときは、Cによる甲債権を自働債権とし乙債権を受働債権とする相殺の主張に対し、Bは当該特約をもって対抗することはできない。

エ 過失による不法行為に基づく損害賠償債権の債務者は、その不法行為により債権者を負傷させていた場合、当該債権者に対する反対債権を自働債権とし当該損害賠償債権を受働債権とする相殺をもって債権者に対抗することはできない。

オ 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押前の原因に基づいて生じた債権を第三者から差押え後に譲り受けた場合、当該債権を自働債権としてする相殺をもって差押債権者に対抗することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第18問 契約の解除に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。

- 1 催告による解除権の行使について期間の定めがないときは、解除の相手方は、解除権者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その期間内に相手方が解除の通知を受けないときは、解除権者は、解除権を行使したものとみなされる。
- 2 不動産の売買契約が解除された場合、売主は、受領していた代金を返還するときは、解除の時から利息を付さなければならず、買主は、引渡しを受けていた不動産を返還するときは、引渡しの時から使用利益に相当する額を返還しなければならない。
- 3 債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微とはいえ、しかも、債権者の責めに帰すべき事由がない場合であっても、債権者は、債務者の責めに帰すべき事由がないときは、催告による契約の解除をすることはできない。
- 4 共有の土地において、共有者全員が売主となって売買契約が締結されている場合において、買主が債務不履行に陥ったときは、持分の過半数を有する共有者の1人は、当該債務不履行に基づき、単独で当該契約を解除することはできない。
- 5 債権者は、債務の全部の履行が不能である場合には、履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができるが、債務の一部の履行が不能である場合には、催告なくして契約の一部の解除をすることはできない。

第19問 賃貸借に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、どれか。

- 1 賃貸人が賃借人の意思に反して賃貸物の保存行為をしようとする場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、賃貸借契約を解除することができる。
- 2 賃借人Aが賃貸人Bから賃借し、賃借権の対抗要件を備えていた建物が、Bから第三者Cに売却された場合、B及びCは賃貸人たる地位をBに留保する旨及び当該建物をCがBに賃貸する旨を合意したときには、賃貸人たる地位は、Cに移転しない。
- 3 賃借人が適法に賃借権を譲り渡した場合、賃貸人は、別段の合意があるときを除き、返還する敷金があるときは、従前の賃借人に対して、その敷金を返還しなければならない。
- 4 Aが自己所有の甲土地をBに賃貸している場合において、BがAの承諾を得て甲土地を適法にCに転貸した後、AB間の賃貸借契約がBの債務不履行を理由として解除されたときは、BC間の転貸借契約は、AB間の賃貸借契約の解除の時に終了する。
- 5 賃貸借の目的である建物の一部が賃借人の過失によらないで滅失した場合、賃料は、滅失した部分の割合に応じて当然に減額される。

第20問 婚姻の無効及び取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A男とB女が婚姻意思をもって婚姻届書を作成したところ、A男は事故により意識不明となったため、B女により届出がなされた場合、その後、Aが意識を回復することなく死亡したとしても、当該婚姻は、無効となるわけではない。

イ 婚姻の取消し事由は、不適齢婚、重婚、再婚禁止期間内の婚姻、近親婚、詐欺・強迫による婚姻に限定されており、法により定められた者だけが婚姻の取消しを請求することができる。

ウ A男は、B女との協議離婚後にC女と婚姻したが、A B間の離婚が無効であった場合、その後、後婚がC女の死亡により解消されたときには、B女は当該後婚を取り消すことはできない。

エ A男とB女の婚姻が、第三者CのB女に対する詐欺によりなされた場合、B女は、Cによる詐欺であることに気が付いてから3か月以内ならば、婚姻の取消しを請求することができるが、当該取消しの効力は将来に向かってのみ認められる。

オ B女が、A男と離婚した後にC男と再婚し出産した場合、離婚後100日を経過する前ならば、A男の親族は、当該再婚を取り消すことができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第21問 実親子関係に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 認知届が認知者の意思に基づくことなくされたとしても、認知者と被認知者との間に事実上の親子関係があるときは、その認知は有効である。

イ ある女性が、別の女性の卵子を用いた生殖補助医療によって、子を懐胎し出産した場合には、当該卵子を提供した女性と当該子との間に実親子関係が生ずる。

ウ 未成年者であっても意思能力がある場合、未成年者である父は、単独で認知することができ、未成年者である子は、単独で認知の訴えを提起することができる。

エ 形式的には婚姻中懐胎を推定される時期に出生した子であっても、出生前から夫婦の実態が失われ、事実上の離婚状態にあり、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合、夫が父子関係を否定するためには、嫡出否認の訴えによることを要しない。

オ 妻以外の女性との間にもうけた嫡出でない子について、妻との間の嫡出子として出生の届出をして受理された場合、当該届出は認知の届出としての効力を有する。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第22問 遺産分割に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 共同相続人がその債権者を害することを知って遺産分割の協議を行ったときであっても、その遺産分割協議は詐害行為取消権行使の対象とはならない。

イ 相続開始後、遺産である不動産について、共同相続人の1人からその持分の譲渡を受け、その登記を備えた者は、後の遺産分割協議によってその不動産を単独で取得するとされた他の共同相続人に対し、自己の持分を主張することはできない。

ウ 共同相続人間で遺産分割協議が成立した後、相続人の1人が当該協議において他の相続人に対して負担した債務を履行しないときであっても、当該他の相続人は、債務の不履行を理由としてその遺産分割協議の解除をすることはできない。

エ 共同相続人の一部の者から遺産を構成する特定の不動産の共有持分の譲渡を受けた者は、遺産分割の手続を経ることなく、共同相続人に対して共有物分割の請求をすることができる。

オ 被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁止することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第23問 遺言の方式又は効力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 入院中のAは、自筆証書により遺言を作成し、遺言の全文、日付、氏名を自書し、退院して数日後に当該遺言に押印した。この場合、当該遺言は、真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているものとして無効である。

イ Aは、自筆証書により遺言を作成し、遺言の全文、日付、氏名を自書し、印章による押印に代えて花押を自書した。この場合、当該遺言は、押印がされていないものとして無効である。

ウ 1通の遺言書として作成されている自筆証書による遺言が数葉にわたる場合、毎葉の綴り目に契印がないときは、その遺言は無効となる。

エ 自筆証書による遺言と一体のものとして相続財産の全部の目録を添付する場合、当該目録については、自書することを要しない。

オ Aは、自筆証書によって遺言を作成したが、後に遺言の文面全体に故意に赤色のボールペンで斜線を引いた場合、当該遺言を撤回したものとみなされる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第24問 刑法の場所的適用範囲に関する次の1から5までの□に、「外国人」又は「日本人」のうち、いずれか一方を入れた場合のみ判例の趣旨に照らし正しい記述となるものは、どれか。

- 1 外国において、□が、外国人Aに対して殺人を教唆し、Aが日本国内において外国人Bを殺害した場合、教唆者にも日本の刑法が適用される。
- 2 外国において、□が、行使の目的をもって日本銀行券を偽造した場合、日本の刑法が適用される。
- 3 外国の領海を航行中の日本国籍の船舶内において、□が、外国人から貴金属を窃取した場合、日本の刑法が適用される。
- 4 外国において、□が、日本国の公務員にその職務に関して賄賂を供与した場合、日本の刑法が適用される。
- 5 外国において、□が、身代金目的で日本人を誘拐した場合、日本の刑法が適用される。

第25問 次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 医師Aは、患者Cを殺害しようと考え、事情を知らない看護師Bに対して毒薬入りの注射器を手渡したところ、Bは注射器の中身を知らず、そのままCに注射をしたためCは死亡した。この場合、AがBに当該注射器を手渡したときに殺人罪の実行の着手が認められる。
- イ Aは、Bを殺害する目的で、Bにクロロホルムを吸引させて失神させた上で自動車ごと海中に転落させて溺死させる計画を立て、Bを自動車に誘い込み、Bにクロロホルムを吸引させた結果、Bが意識を失い自動車ごと崖から転落して死亡した。この場合、AがBにクロロホルムを吸引させたときに殺人罪の実行の着手が認められる。
- ウ Aは、窃盗の目的で、夜間、フェンスに囲まれたB社の敷地内に立ち入り、鍵のかかっていない窓から倉庫に侵入して商品を盗んだ。この場合、Aが窓から倉庫に侵入し始めたときに建造物侵入罪の実行の着手が認められる。
- エ Aは、保険金を詐取する目的で、交通事故を装い入院して、医師Bに診断書を書いてもらい、それを甲保険会社に提出した。この場合、AがBに診断書を書いてもらったときに詐欺罪の実行の着手が認められる。
- オ Aは、B宅を焼損する目的で、B所有の物置に放火し、隣接するB宅に燃え移らせてそれを全焼させた。この場合、Aが物置に放火したときに現住建造物放火罪の実行

の着手が認められる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第26問 詐欺に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、銀行の係員Bに対し、自分がCであるかのように装って預金口座の開設を申し込み、C名義の預金通帳1冊の交付を受けた。この場合、Aには詐欺罪が成立する。

イ Aは、B所有の甲不動産を騙し取る目的で、Bに内緒で売買契約書、委任状、登記申請書などを勝手に作って、これを正規の書類であるかのように装って法務局の登記官に提出し、登記記録に甲不動産の所有権をAに移転させる旨の登記をさせた。この場合、Aには詐欺罪が成立する。

ウ Aは、Bの承諾がないのに、B名義のキャッシュカードを悪用して、C銀行の現金自動預払機（ATM）から、現金を引き出した。この場合、AにはC銀行に対する詐欺罪が成立する。

エ Aは、所持金がなく、代金を支払う意思も能力もないのに、飲食店で料理を注文して飲食し、その後、代金の支払を求められた際、何も言わずに店を出て逃走した。この場合、Aには詐欺罪が成立する。

オ Aは、覚せい剤を騙し取ろうと思い、「お前が所持している覚せい剤は純度が低く、全く売り物にならない」と欺いて、Bから覚せい剤を受け取った。この場合、Aには詐欺罪が成立する。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第27問 株式会社の発起設立と募集設立に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 発起設立においても、募集設立においても、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社以外の株式会社である場合の設立時取締役の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

イ 発起設立においては、発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、その一部を発起人以外の第三者に引き受けさせることはできないが、募集設立においては、発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、その一部を発起人以外の第三者に引き受けさせることができる。

ウ 発起設立においては、設立時取締役は、株式会社の設立の手続を調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときでなくても、当該調査の結果を発起人に通知しなければならないが、募集設立においては、設立時取締役は、当該事項があると認めるときに限り、当該調査の結果を創立総会に報告しなければならない。

エ 発起設立においては、発起人は、払込みの取扱いをした銀行に対し、当該払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができるが、募集設立においては、発起人は、当該金銭の保管に関する証明書の交付を請求することはできない。

オ 発起設立においても、募集設立においても、発起人は、成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について定款で定めていない場合において、これを定めようとするときは、発起人全員の同意を得なければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第28問 共同相続人が株式を相続により共有するに至った場合における当該相続した株式（以下「当該株式」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 共同相続人は、持分の価格に従いその過半数をもって当該株式についての権利を行使する者を定めることができる。

イ 共同相続人が、会社が株主に対してする通知又は催告を受領する者を定めない場合には、会社は、株主総会の招集通知を当該共同相続人全員に対してしなければならない。

ウ 共同相続人が、当該株式についての権利を行使する者1人を定めその者の氏名を株式会社へ通知したときは、その者は、ある事項について共同相続人の間に意見の相違があっても、自己の判断に基づき、株主総会において議決権を行使することができる。

エ 未成年の子とその親権者が共同相続人となった場合において、親権者が未成年の子を代理して、当該株式についての権利を行使する者を親権者自身と定める行為は、利益相反行為に当たる。

オ 共同相続人が当該株式についての権利を行使する者を定めていない場合においては、共同相続人のうちの1人は、特段の事情がない限り、株主総会の決議の不存在の確認の訴えにつき原告適格を有しない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第29問 新株予約権に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社は、その発行する新株予約権付社債を引き受ける者の募集をしようとする場合において、新株予約権付社債に付された募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要することとするときは、当該募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めなければならない。

イ 募集新株予約権に係る新株予約権者は、株式会社が募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要することとした場合には、株式会社の承諾を得て、当該払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる。

ウ 取締役会設置会社以外の株式会社は、自己新株予約権の処分をするときは、株主総会の決議によって自己新株予約権の処分に関する事項を定めなければならない。

エ 株主名簿管理人がある株式会社において、新株予約権原簿の作成及び備置きは株主名簿管理人が行わなければならないが、その他の新株予約権原簿に関する事務は株式会社が行う。

オ 募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結して当該募集新株予約権が発行された場合において、当該募集新株予約権の発行が法令又は定款に違反し、株主が不利益を受けるおそれがあるときであっても、株主は、当該募集新株予約権の新株予約権者に対し、会社法上、当該募集新株予約権の行使をやめることを請求することはできない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第30問 取締役会に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 監査役設置会社であり会計参与設置会社である株式会社において、代表取締役の解職に関する取締役会をその招集通知を発することなく開催するときは、取締役、監査役及び会計参与の全員の同意がなければならない。

イ 取締役会設置会社は、取締役会の議事録を書面をもって作成したときは、当該書面をその本店に、当該書面の写しをその支店に、備え置かななければならない。

ウ 取締役会設置会社において、代表取締役の選定を行う取締役会の決議においては、その候補者である取締役は議決に加わることができるが、代表取締役の解職を行う取締役会の決議においては、その代表取締役である取締役は議決に加わることができない。

エ 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財についての取締役会の決議について、特別取締役による議決をもって行うことができる旨は、取締役会の決議で定めれば足り、定款で定めることを要しない。

オ 取締役会の決議要件については、議決に加わることができる取締役の3分の1以上が出席し、その3分の2以上をもって行う旨を定款で定めることができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第31問 監査役に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 監査役設置会社において、監査役は、当該株式会社の取締役を兼ねることはできないが、当該株式会社の子会社の取締役を兼ねることはできる。

イ 監査役を解任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

ウ 株式会社は、補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間について、定款の定めによって当該期間を短縮することも伸長することもできる。

エ 大会社である監査役を置く株式会社は、会社法上の公開会社であっても、公開会社でない株式会社であっても、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができない。

オ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがない株式会社においても、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社においても、当該株式会社が取締役であった者に対し訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監査役が当然に当該株式会社を代表する。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第32問 株式会社の解散及び清算に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 清算の開始原因に該当した時において公開会社であり、かつ大会社であった清算株式会社は、監査役会を置かなければならない。

イ 解散した時に会社法上の公開会社であった株式会社が清算中に定款を変更して株式の譲渡制限に関する規定を設けたときであっても、監査役を置く旨の定款の定めを廃止して、監査役を置かないものとするとはできない。

ウ 裁判所は、利害関係人の申立てによっても、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料を保存する者を選任することはできない。

エ 定款で定めた存続期間の満了によって解散した清算株式会社は、清算が終了するまで、株主総会の決議によって、株式会社を継続することができる。

オ 裁判所は、清算株式会社に清算の遂行に著しい支障を来すべき事情、又は債務超過の疑いがあると認めるときは、債権者、清算人、監査役又は株主の申立てにより又は職権で、特別清算の開始を命ずることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第33問 持分会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合名会社及び合資会社の定款には、社員全員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならないが、合同会社の定款には、当該合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称、及び合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録すれば足りる。

イ 合資会社の無限責任社員が有限責任社員となった場合において、その旨の登記をする前に生じた当該合資会社の債務を弁済すべき当該無限責任社員の責任は、当該登記後2年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、当該登記後2年を経過した時に消滅する。

ウ 持分会社は、業務を執行する社員の過半数によって定款の変更をすることができる旨を定款で定めることができる。

エ 合同会社の業務を執行する社員が法人である場合には、当該法人の代表者以外の者を当該業務を執行する社員の職務を行うべき者とするとはできない。

オ 合名会社及び合資会社においては、必ずしも貸借対照表を作成する必要はないが、合同会社においては、必ず貸借対照表を作成しなければならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第34問 会社分割に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社は、合名会社を吸収分割承継会社とする吸収分割をすることができる。

イ 吸収分割株式会社も、吸収分割承継株式会社も、債権者の異議手続をとらなければならない。

ウ 一の株式会社が新設分割をする場合において、新設分割設立株式会社は、新設分割株式会社に対し、承継される事業に関する権利義務に代わるものとして新設分割設立株式会社の株式を交付しなければならない。

エ 株式会社が新設分割により株式会社を設立する場合において、新設分割設立株式会社の定款は、新設分割株式会社が作成し、公証人の認証を受けなければその効力を生じない。

オ 吸収分割の効力も、新設分割の効力も、債権者の異議手続が終了していない場合又は吸収分割若しくは新設分割を中止した場合を除き、吸収分割契約又は新設分割計画で定めた効力発生日に生じる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第35問 商法総則及び商行為に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、商人には、小商人、会社及び外国会社は含まれないものとし、明記されている場合を除き、別段の意思表示又は別段の慣習はないものとする。

ア 商人は、その氏、氏名その他の名称をもってその商号とすることができる。

イ 支配人の代理権に加えた制限は、営業主である商人との関係においては、その効力を生ずる。

ウ 匿名組合員の出資は、匿名組合員の財産に属する。

エ 客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者（場屋営業者）が注意を怠ったことにより、客が場屋の中に携帯した物品（貨幣、有価証券その他の高価品を除く。）が滅失した場合であっても、当該物品が寄託していない物品であるときは、場屋営業者は、商法上の損害賠償の責任を負わない。

オ 問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときであっても、自らその履行をする責任を負わない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第36問 令和4年1月11日、別紙1の登記がされている不動産（以下「甲土地」という。）について、司法書士法務律子は、後記【**事実関係**】1から4までの事実を聴取したほか、同日、関係当事者全員から後記【**事実関係**】1から4までの事実に基づいて行うべき甲土地の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

令和4年5月2日、令和4年1月11日に申請した登記が完了した甲土地及び別紙5の登記がされている不動産（以下「乙建物」という。）について、司法書士法務律子は、D及びGから、後記【**事実関係**】5から8までの事実を聴取するとともに、【**事実関係**】9のとおり依頼を受け書類を受領した。

令和4年6月25日、司法書士法務律子は、Dから、後記【**事実関係**】10のとおり質問を受けたため、Dに対し、質問に対する回答をした。

令和4年7月2日、甲土地及び乙建物について、司法書士法務律子は、後記【**事実関係**】11の事実を聴取したほか、関係当事者全員から後記【**事実関係**】5から11までの事実に基づいて行うべき甲土地及び乙建物の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

【**事実関係**】

- 1 令和3年7月7日、Aは死亡した。Aの相続人は、配偶者B、長男C及び次男Dであり、他に相続人はいない。
- 2 令和3年10月12日、亡Aについての遺産分割協議が未了の間に、Cが死亡した。Cの相続人は、配偶者E及び長男Fであり、他に相続人はいない。
- 3 令和3年12月26日、亡A及び亡Cの相続人の間で、別紙2のとおり遺産分割の協議がされた。
- 4 甲土地の乙区1番では、株式会社D工務店の債務を担保するために抵当権の設定の登記がされているが、株式会社D工務店は、令和4年1月9日に、別紙3のとおり、当該抵当権の被担保債権の全額を弁済した。なお、抵当権者であった株式会社Xクレジットは、別紙4のとおり、令和2年9月20日に株式会社Yファイナンスに吸収合併されている。
- 5 株式会社D工務店は、会社の本店とするために、Gとの間で、令和4年4月20日に、

別紙6のとおり乙建物の売買契約を締結した。

6 令和4年4月30日、株式会社D工務店は、株式会社Z銀行から乙建物の売買代金に関する融資を受けた。また、同日、株式会社Z銀行とD及びFは、D及びFが共有する甲土地を目的として、別紙7のとおり、株式会社D工務店が株式会社Z銀行から借り受けた債権を担保するための抵当権設定契約を締結した。

7 令和4年5月2日、株式会社D工務店は、Gに対して、乙建物の売買代金の全額を支払った。

8 同日、株式会社D工務店の代表者であるDと、Gは、司法書士法務律子の事務所を訪れ、甲土地や乙建物に関する登記の申請を依頼することを前提に、登記の申請に必要な書類等について相談をした。

9 Gは、同日に、自身の印鑑及び当該印鑑に関する証明書を持参していたため、司法書士法務律子に対して乙建物の売買による所有権の移転の登記の申請手続等の依頼をするとともに、司法書士法務律子あての委任状を作成し、当該印鑑を押印した。また、令和4年3月10日付作成及び同日付発行のGの印鑑に関する証明書その他の登記の申請手続に必要な書類を司法書士法務律子に預託した。なお、登記の申請は、株式会社D工務店が乙建物に本店を移転する予定であることから、その本店移転の手続が完了してから申請を行ってほしい旨の依頼がされた。

10 令和4年6月25日、司法書士法務律子は、Dから、次の（質問内容）記載の質問を受けた。

（質問内容）

(1) 株式会社D工務店の本店の移転の手続については、令和4年6月15日に、別紙8のとおり、登記が完了しました。

(2) そのため、Gとともに先生の事務所に伺おうと連絡をしたところ、Gは、令和4年5月22日に、交通事故により亡くなったそうです。Gの息子であるSとTからそのように報告を受けました。Gの相続人は、SとTのみだそうです。

(3) 乙建物を株式会社D工務店が買い受けていた旨の事情を説明したところ、SもTもその事実を了知しており、所有権の移転の登記をすることは問題ないそうです。そこで、以前に先生の事務所に伺った際にGが印鑑証明書や委任状を預託していますが、この印鑑証明書や委任状に基づいて登記をすることができるのであれば、別途書類を準備する必要がなくなりますので、当該書類を使用して登記を申請したいと考えているそうですが、可能でしょうか。使用できないのであれば、必要な書類を用意してくれるそうです。

- (4) また、抵当権の設定契約や、売買契約の効力が生じた時点より後の日に、株式会社D工務店は本店を移転していますが、新本店をもって直ちに登記を受けることは可能でしょうか。
- 11 令和4年7月2日、株式会社Z銀行は、別紙9のとおり、株式会社D工務店が所有権を取得した乙建物を目的として、令和4年4月30日に株式会社D工務店に貸し付けた債務を担保するために、抵当権の追加設定の契約を締結した。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 司法書士法務律子が、令和4年1月11日に行った登記の申請は、同月20日に完了している。
- 2 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各契約までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 3 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務律子の説明は、全て適法である。
- 4 司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。また、司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 5 司法書士法務律子が行った登記の申請において、同一の権利部において複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、登記原因の日付の古い順に申請するものとする。
- 6 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 7 甲土地及び乙建物は、いずれも東京法務局中野出張所の管轄に属している。また、司法書士法務律子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 8 令和4年1月1日現在の甲土地の価額は3,456万2,000円、乙建物の価額は1,567万4,000円であり、それぞれ当該価額を所有権の移転の登記の課税標準とする。

問1 司法書士法務律子が令和4年1月11日に申請した各登記の申請情報の内容のうち、

登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項及び当該記録される事項に含まれない申請人（以下「申請事項等」という。問3において同じ。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第1欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問2 【事実関係】10の(3)にて、Dから受けた質問に対して、司法書士法務律子が回答した内容に基づく登記の申請の可否につき、「当該書類を使用して登記を申請することは可能です」又は「当該書類を使用して登記を申請することはできません」のいずれかの文言を別紙答案用紙の第2欄の該当部分に記載しなさい。なお、登記を申請することはできないと判断したときは、その理由を記載しなさい。

また、【事実関係】10の(4)にて、Dから受けた質問に対して、司法書士法務律子が回答した内容に基づく登記の申請の可否につき、「新本店で登記を受けることは可能です」又は「新本店で登記を受けることはできません」のいずれかの文言を同欄の該当部分に記載しなさい。

問3 司法書士法務律子が令和4年7月2日に申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第3欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問4 司法書士法務律子が問1及び問3以外に申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称を、別紙答案用紙の第4欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

1 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄及び第4欄の「申請人の氏名又は名称」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

- (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載するほか、持分の表示が必要な場合は、持分の表示も、記載する。
- (2) 申請人及び債務者について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。

- 2 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の添付情報の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからマまで）を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからマまで）を記載する。
 - (3) 後記【添付情報一覧】のアからマまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のスからチまでに掲げられた登記済証又は登記識別情報を添付又は提供しなければならないときは、その記号を記載する。
 - (5) 後記【添付情報一覧】のテからハまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
 - (6) 後記【添付情報一覧】のシを記載するときは、記号の後に続けて、シの括弧書きの「(何の事実を証するもの)」に当該事実を補い、「シ（売買の事実を証するもの）」の要領で記載する。なお、シに代えて登記原因証明情報の要件を満たす添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、シを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。
 - (7) 後記【添付情報一覧】のヒ又はフの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ヒ又はフの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「ヒ（株式会社いろは銀行のもの）」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等であるときは、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。
 - (8) 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続きをすることができる登記については、後記【添付情報一覧】のへからマまでを選択し、その記号（へからマまで）を記載する。
 - (9) 【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第1欄、第3欄及び第4欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

- 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄、第3欄及び第4欄の**登記の目的欄**に「登記不要」と記載すること。
- 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも【**事実関係**】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載する。

なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

- 8 第36問答案用紙の**各欄に記載する文字は字画を明確にし**、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

- ア Aの死亡及び法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- イ Aの住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）
- ウ Cの死亡及び法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- エ Cの住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）
- オ 遺産分割協議書（別紙2，協議者全員の印鑑に関する証明書付）
- カ 弁済証書（別紙3）
- キ 売買契約証書（別紙6）及び売買代金の全額の支払いを証する領収証書
- ク Gの死亡及び法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- ケ Gの住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）
- コ 抵当権設定契約証書（別紙7）
- サ 抵当権追加設定契約証書（別紙9）
- シ 登記原因証明情報（何の事実を証するもの）
- ス 甲土地甲区1番の登記済証
- セ 甲土地乙区1番の登記識別情報
- ソ 乙建物甲区2番の登記識別情報
- タ 令和4年1月11日付け申請により通知される登記識別情報
- チ 令和4年7月2日付け申請により通知される登記識別情報
- ツ 登記権利者又は相続人の住民票の写し（エを除く）
- テ 令和4年3月10日発行のGの印鑑に関する証明書
- ト Dの印鑑に関する証明書
- ナ Fの印鑑に関する証明書
- ニ Sの印鑑に関する証明書
- ヌ Tの印鑑に関する証明書
- ネ 株式会社D工務店の印鑑に関する証明書
- ノ 株式会社Yファイナンスの印鑑に関する証明書
- ハ 株式会社Z銀行の印鑑に関する証明書
- ヒ 登記原因につき第三者の許可，同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）
- フ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）
- ヘ 株式会社D工務店の会社法人等番号
- ホ 株式会社Yファイナンスの会社法人等番号
- マ 株式会社Z銀行の会社法人等番号

別紙1 甲土地の登記事項証明書（抜粋）

表題部（土地の表示）		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白		筆界特定		余白
所 在	中野区野方五丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
55番15	宅地	210	34	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 【略】	

権 利 部（ 甲 区 ）（ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和46年9月1日 第9090号	原因 昭和46年5月1日相続 所有者 東京都中野区南台六丁目4番10号 A

権 利 部（ 乙 区 ）（ 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成26年4月1日 第4000号	原因 平成26年4月1日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,750万円 利息 年4%（年365日日割計算） 損害金 年14%（年365日日割計算） 債務者 東京都中野区中野五丁目5番5号 株式会社D工務店 抵当権者 東京都新宿区西新宿一丁目2番10号 株式会社Xクレジット

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年1月10日

東京法務局中野出張所

登記官

○ ○ ○ ○

印

別紙2 遺産分割協議書

遺産分割協議書

最後の住所 東京都中野区南台六丁目4番10号

被相続人 A

(令和3年7月7日死亡)

最後の住所 東京都中野区新井四丁目4番4号

相続人兼被相続人 C

(令和3年10月12日死亡)

上記被相続人の死亡により開始した相続において、共同相続人全員は、その相続財産について遺産分割の協議をし、次のとおり合意した。

第1条 被相続人Aの相続財産のうち、次の土地は、DとFが持分2分の1の割合で取得するものとする。

当欄には、甲土地が記載されているものとする。

【第2条以下は省略。】

この遺産分割の協議を証するため、本書を作成し、各人記名押印して各1通を所持する。

令和3年12月26日

当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名が記載され、押印がされているものとする。

別紙3 弁済証書

弁済証書

令和4年1月9日

東京都中野区中野五丁目5番5号

株式会社D工務店 御中

東京都新宿区北新宿三丁目4番5号

株式会社Yファイナンス

代表取締役 Y ㊟

平成26年4月1日付け抵当権設定契約により、後記の不動産に設定した抵当権（平成26年4月1日東京法務局中野出張所受付第4000号順位番号乙区1番登記済）の被担保債権について、本日、貴社から全額の弁済を受けました。

被担保債権の表示

平成26年4月1日金銭消費貸借

債権額 金1,750万円

利 息 年4%（年365日日割計算）

損害金 年14%（年365日日割計算）

不動産の表示

当欄には、甲土地が記載されているものとする。

別紙4 株式会社Yファイナンスの履歴事項一部証明書

会社法人等番号	【省略】	
商号	株式会社Yファイナンス	
本店	東京都新宿区北新宿三丁目4番5号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成24年4月1日	
役員に関する事項	東京都練馬区東大泉三丁目3番3号	令和3年9月20日重任
	代表取締役 Y	令和3年9月22日登記
吸収合併	令和2年9月20日東京都新宿区西新宿一丁目2番10号株式会社Xクレジットを合併 令和2年9月20日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

令和4年1月5日

東京法務局新宿出張所

登記官

○ ○ ○ ○ 印

別紙 5 乙建物の登記事項証明書（抜粋）

表題部（主である建物の表示）	調製	余白	不動産番号	【略】
所在図番号	余白			
所 在	中野区中央三丁目 33番地30		余白	
家屋番号	33番30		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床面積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗・事務所	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	1 階 180	32	平成22年 5 月10日新築
		2 階 144	00	〔平成22年 5 月18日〕

権 利 部（ 甲 区 ）（ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成22年 5 月20日 第5520号	所有者 東京都千代田区飯田橋二丁目 4 番 6 号 株式会社W販売
2	所有権移転	平成29年 9 月10日 第9900号	原因 平成29年 9 月 1 日売買 所有者 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目10番10号 G

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 4 年 4 月15日

東京法務局中野出張所

登記官

○ ○ ○ ○

印

別紙6 売買契約証書

売買契約証書

令和4年4月20日

売主 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目10番10号

(甲) G ㊞

買主 東京都中野区中野五丁目5番5号

(乙) 株式会社D工務店

代表取締役 D ㊞

売主 G (以下「甲」という) と 買主 株式会社D工務店 (以下「乙」という) は、以下のとおり契約を締結した。

第1条 甲は「不動産の表示」記載の不動産(以下「本物件」という)を乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

第2条 前条の売買の代金は、金1,800万円とする。

第3条 本物件の所有権は、乙が甲に対して売買代金の全額を支払った時に、乙に移転する。

第4条 甲は、乙が売買代金の全額を支払った時は、乙に対し、本物件の所有権の移転の登記の申請に必要な書類を引き渡す。

第5条 甲は、本物件について、本契約に基づく所有権の移転の登記を申請する前に、その責任と負担において、担保権、用益権等、乙の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を除去するものとし、担保権、用益権等が登記されているときは、その登記を抹消しなければならない。

【中略】

不動産の表示

当欄には、乙建物が記載されているものとする。

別紙7 抵当権設定契約証書

抵当権設定契約証書

令和4年4月30日

東京都千代田区神田二丁目2番2号

(甲) 債権者兼抵当権者 株式会社Z銀行

(取扱店 中野支店)

代表取締役 【省略】 ㊞

東京都中野区沼袋二丁目2番2号

(乙) 設定者 D ㊞

東京都中野区新井四丁目4番4号

(乙) 設定者 F ㊞

東京都中野区中野五丁目5番5号

(丙) 債務者 株式会社D工務店

代表取締役 D ㊞

抵当権者 株式会社Z銀行（以下「甲」という。）、設定者 D及びF（以下「乙」という。）は、次のとおり抵当権設定契約を締結した。

（抵当権の設定）

第1条 債務者 株式会社D工務店（以下「丙」という。）は、令和4年4月30日に甲から下記の債権を借り受け、同日、乙は、丙が甲から借り受けた下記債権を担保するため、乙の有する後記物件目録記載の不動産について、次の要領による抵当権を設定した。

記

令和4年4月30日金銭消費貸借にかかる債権

債権額 金1,250万円

利 息 年3.5%（年365日日割計算）

損害金 年12%（年365日日割計算）

弁済期 令和20年4月30日

債務者 東京都中野区中野五丁目5番5号 株式会社D工務店

物件目録

当欄には、甲土地が記載されているものとする。

別紙8 株式会社D工務店の履歴事項一部証明書

会社法人等番号	【省略】	
商号	株式会社D工務店	
本店	東京都中野区中野五丁目5番5号	
	東京都中野区中央三丁目3番3号	令和4年6月15日移転
		令和4年6月15日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成15年4月1日	
役員に関する事項	東京都中野区沼袋二丁目2番2号	令和4年2月20日重任
	代表取締役 D	令和4年2月22日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定 により平成18年5月1日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定 により平成18年5月1日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

令和4年6月20日

東京法務局中野出張所

登記官

○ ○ ○ ○ 印

別紙9 抵当権追加設定契約証書

抵当権追加設定契約証書

令和4年7月2日

東京都千代田区神田二丁目2番2号

株式会社Z銀行

(取扱店 中野支店) 御中

東京都中野区中央三丁目3番3号

株式会社D工務店

代表取締役 D ⑩

第1条 当社は、令和4年4月30日付け金銭消費貸借により当社が貴行から借り受けた金1,250万円の債務の担保として、同日付け抵当権設定契約に基づき後記不動産(1)の上に設定された抵当権の追加担保として、後記不動産(2)の上に、次のとおり抵当権を設定します。

被担保債権の表示

債権額 金1,250万円

利 息 年3.5% (年365日日割計算)

損害金 年12% (年365日日割計算)

弁済期 令和20年4月30日

債務者 東京都中野区中央三丁目3番3号 株式会社D工務店

第2条 前記抵当権の設定の登記手続を遅滞なく行い、その登記事項証明書を貴行に提出いたします。

不動産の表示

(1) 当欄には、甲土地が記載されているものとする。

(2) 当欄には、乙建物が記載されているものとする。

第37問 司法書士は、令和4年3月1日に事務所を訪れたサンド株式会社の代表者から、別紙1から3までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙6のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士は、サンド株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士は、同年7月1日に事務所を訪れたサンド株式会社の代表者から、別紙4及び5の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙7のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士は、サンド株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年3月1日及び同年7月1日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 令和4年3月1日に司法書士が申請をした登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 令和4年7月1日に司法書士が申請をした登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 サンド株式会社の代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第3欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。

- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。そして、登記申請書の添付書面のうち、就任承諾書については、資格及び氏名又は名称を特定して、記載するものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 サンド株式会社の定款には、別紙1から7までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 5 登記申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。また、登記所に印鑑を提出できる者は、全員登記所に印鑑を提出しているものとする。
- 7 商業登記規則第61条第2項及び同条第3項の証明書（株主リスト）は、必要な通数が適式に作成されているものとする。そして、株主総会において議決権を有する株主の構成員が同一の場合には、1回の株主総会の複数の議案をまとめて、株主リストを1通のみ作成しているものとして答えること。
- 8 東京都千代田区及び東京都文京区を管轄している法務局は、東京法務局であり、東京都世田谷区を管轄している法務局は、東京法務局世田谷出張所である。
- 9 株主総会及び取締役会で決議された事項は、いずれも各種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがないものとする。
- 10 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 11 第37問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【令和4年2月28日現在のサンド株式会社に係る登記記録の抜粋】

会社法人等番号	0100-01-123456
商 号	サンド株式会社
本 店	東京都千代田区神田駿河台一丁目1番1号
公告をする方法	千代田新聞に掲載する
会社成立の年月日	平成24年10月23日
単元株式数	普通株式 10株 優先株式 10株
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万9000株 各種の株式の数 普通株式 5万9000株 優先株式 1万株
資本金の額	金5億2660万円
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 9万株 優先株式 2万株 当社は、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、毎事業年度において、1株につき1万円の剰余金の配当を行うものとする。 優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しない。

役員に関する事項	取締役 A	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	取締役 B	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	取締役 C	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	取締役 D	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	取締役 E	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	東京都文京区湯島一丁目1番1号 代表取締役 A	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	東京都荒川区荒川一丁目1番1号 代表取締役 B	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	東京都北区赤羽北一丁目1番1号 代表取締役 C	令和3年6月24日就任
		令和3年7月5日登記
	監査役 F (社外監査役)	令和2年6月25日重任
		令和2年7月3日登記
	監査役 G	令和3年2月15日就任
		令和3年2月18日登記
	監査役 H (社外監査役)	令和3年6月24日重任
		令和3年7月5日登記
	監査役 I (社外監査役)	令和3年6月24日重任
		令和3年7月5日登記
	会計監査人 J	令和3年6月24日重任
		令和3年7月5日登記

支 店	1 東京都文京区本駒込一丁目1番1号	令和1年6月28日設置
		令和1年7月3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	
登記記録に関する事項	設立 平成24年10月23日登記	

別紙2

【令和4年2月26日開催の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって可決承認された。

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。 【中略】 【新設】	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、30万株とする。 【中略】 第7章 雑 則 (存続期間) 第26条 当社の存続期間は、会社成立の日から満30年とする。

第2号議案 その他利益剰余金の減少の件

令和4年2月28日付けでその他利益剰余金を2660万円減少し、その全額について資本金の額を増加することが諮られ、満場一致をもって可決承認された。

第3号議案 会計監査人1名選任の件

K監査法人（主たる事務所：東京都世田谷区三宿二丁目2番2号）を会計監査人に選任することが諮られ、満場一致をもって可決承認された。

別紙3

【令和4年2月26日開催の取締役会における議事の概要】

議案 支店廃止の件

経営合理化に伴い、東京都文京区本駒込一丁目1番1号に設置している支店を令和4年2月28日付けで廃止することが諮られ、出席した取締役の全員一致により可決された。

別紙 4

【令和4年6月23日開催の定時株主総会における議事の概要】

〔報告事項〕

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の事業報告の内容，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表について，詳細な報告があった。

〔決議事項〕

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり定款の一部を変更することが諮られ，満場一致をもって可決承認された。

現行	変更案
【新設】	（株券の発行）
	第9条 当会社の株式については，株券を発行する。
第9条（条文省略）	第10条（現行のとおり）
	（中略）
【新設】	（責任限定契約）
	第23条 当会社は，会社法第427条第1項の規定により，監査役と当会社との間で，同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は，法令が規定する額とする。
	（以下，省略）

第2号議案 取締役2名選任の件

L及びMの2名を取締役に選任することが諮られ、満場一致をもって可決承認された。
なお、Mは、社外取締役である。

第3号議案 監査役2名選任の件

N及びOの2名を監査役に選任することが諮られ、満場一致をもって可決承認された。
なお、Nは、社外監査役である。

別紙 5

【令和 4 年 6 月 24 日開催の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役の選定の件

次の者を代表取締役に選定することが諮られ、出席した取締役の全員一致により可決された。

東京都江東区深川二丁目 2 番 2 号 代表取締役 L

第 2 号議案 単元株式数の変更の件

単元株式数を変更するため、下記のとおり定款の一部を変更することが諮られ、出席した取締役の全員一致により可決された。

記

現行	変更案
(単元株式数) 第13条 当会社の単元株式数は、普通株式につき10株、優先株式につき10株とする。	(単元株式数) 第13条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株、優先株式につき100株とする。

別紙6

【令和4年3月1日における司法書士の聴取記録】

- 1 Bは、令和4年2月21日付けで代表取締役を辞任する旨の辞任届を同日、サンド株式会社に提出した。辞任届には、登記所に提出している印鑑は押されていない。
- 2 令和4年2月26日、サンド株式会社は、議決権を有する株主全員が出席して臨時株主総会を適法に開催した。その議事の概要は別紙2のとおりである。
- 3 令和4年2月26日開催の臨時株主総会で会計監査人に選任されたK監査法人については、K監査法人を代表すべき者から、当該株主総会の終結後直ちにその就任を承諾する旨の就任承諾書が提出されている。
- 4 令和4年2月26日、臨時株主総会の終結後に取締役及び監査役の全員が出席して取締役会を開催した。その議事の概要は別紙3のとおりである。別紙3の取締役会の議事録には、Aが登記所に提出している印鑑を押している。
- 5 令和4年2月27日、Fは死亡した。
- 6 令和4年2月28日におけるその他利益剰余金の額は、3380万円であった。
- 7 東京都文京区本駒込一丁目1番1号の支店は、予定どおり現実に廃止された。
- 8 サンド株式会社の定款には、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとする旨の規定がある。

別紙 7

【令和 4 年 7 月 1 日における司法書士の聴取記録】

- 1 令和 4 年 6 月 23 日，サンド株式会社は，議決権を有する株主全員が出席して定時株主総会を適法に開催した。その議事の概要は別紙 4 のとおりである。当該定時株主総会においては，決算に関する報告が適法に行われている。
- 2 令和 4 年 6 月 23 日開催の定時株主総会で取締役を選任された者はいずれも，選任後直ちにその就任を承諾する旨の就任承諾書を提出している。
- 3 令和 4 年 6 月 23 日開催の定時株主総会で監査役を選任された者はいずれも，選任後直ちにその就任を承諾する旨の就任承諾書を提出している。
- 4 令和 4 年 6 月 24 日，取締役及び監査役の全員が出席して取締役会を開催した。その議事の概要は別紙 5 のとおりである。別紙 5 の取締役会の議事録には，登記所に提出している印鑑は押されていない。
- 5 令和 4 年 6 月 24 日開催の取締役会で代表取締役を選定された L は，選定後直ちにその就任を承諾する旨の就任承諾書を提出している。